

●香川県監査委員公表第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、別冊（行政監査結果に基づく措置状況）のとおりに公表する。

平成30年11月30日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行